

湯河原町告示第50号

湯河原町クーリングシェルター指定要綱を次のように定める。

令和7年5月28日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町クーリングシェルター指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）することにより、趣旨規定に用いるもの、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 本指定を受けることができる施設は、次の各号のいずれにも該当する湯河原町内の施設、店舗等（以下「施設」という。）とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 神奈川県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において、当該施設を町民等に開放することができること。
- (3) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 町と施設の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、法第21条第3項の規定による協定（以下「協定」という。）を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

(運用期間等)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。

- 2 クーリングシェルターに指定された施設の開放可能日時は、次条の規定により提出された指定申請書に記載された日時とする。

(申請方法)

第4条 本指定を受けようとする施設管理者は、湯河原町クーリングシェルター指定申請書(様式第1号)に必要な事項を記入の上、町長へ提出しなければならない。

(指定)

第5条 町長は前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、指定又は、不指定の決定を行い、湯河原町クーリングシェルター指定等通知書(様式第2号)により施設管理者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、クーリングシェルターの指定を受けた施設管理者と協定を締結するものとする。

(施設の協力事項)

第6条 クーリングシェルターに指定された施設は、町の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスターの掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他町が必要と認める事項

(経費の負担)

第7条 町は、クーリングシェルターとしての運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費について負担しないものとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、初年度においては協定を締結した日から熱中症警戒情報の運用期間が終了するまでの日とし、次年度以降においては熱中症警戒情報の運用期間とする。

2 前項の規定にかかわらず施設管理者からの指定解除の申出があった場合、又は町が指定を解除する場合を除き、協定は同一条件で更新されるものとする。

(指定解除)

第9条 申請者は指定解除を希望する日の1月前までに湯河原町クーリングシェルター指定解除申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、法第22条第1項及び第2項に定めるもののほか、第2条に規定する指定要件を満たさなくなった場合は、指定を解除するものとする。

3 町長は、前2項の規定により、指定を解除した者に対して、湯河原町クーリングシェルター指定解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(協議)

第10条 この要綱に定めるもののほか、クーリングシェルターの運用については、町長と施設管理者とが協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

湯河原町クーリングシェルター指定申請書

年 月 日

湯河原町長 様

申請者 住 所 湯河原町
氏 名

湯河原町クーリングシェルター指定要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請
します。

■公開情報（湯河原町ホームページ等へ掲載、公表させていただきます。）

施 設 の 名 称	
所 在 地	湯河原町
電 話 番 号	
開 放 可 能 日 時	
受 入 可 能 人 数	
ホームページURL	
備 考	

■非公開情報

共 用 部 分 （受入可能な場所 の概要等）	
担 当 者 名	
担 当 部 署 等	
担 当 者 連 絡 先	TEL
	メール

様式第 2 号（第 5 条関係）

湯河原町クーリングシェルター指定等通知書

第 年 月 日 号

様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のありましたクーリングシェルターの指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

区 分	☐ 指定 ☐ 不指定
施 設 の 名 称	
所 在 地	湯河原町
不 指 定 理 由	

様式第 3 号（第 9 条関係）

湯河原町クーリングシェルター指定解除申請書

年 月 日

湯河原町長 様

申請者 住 所 湯河原町
氏 名

湯河原町クーリングシェルター指定要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 の 名 称	
所 在 地	湯河原町
指 定 解 除 希 望 日	年 月 日
指 定 解 除 理 由	
備 考	

様式第 4 号（第 9 条関係）

湯河原町クーリングシェルター指定解除通知書

第 年 月 日 号

様

湯河原町長 印

次の施設について、クーリングシェルターの指定を解除しましたので、湯河原町クーリングシェルター指定要綱第 9 条第 3 項の規定により、通知します。

施 設 の 名 称	
所 在 地	湯河原町
指 定 解 除 年 月 日	年 月 日
指 定 解 除 理 由	
備 考	